

## 関西学生テニス連盟 大会出場および登録規約

### 第1条（総則・適用範囲）

1. 本規約は、関西学生テニス連盟（以下、本連盟）が主催する大会および全日本学生テニス連盟が主催する大会に適用される。
2. 本連盟が登録し、かつ以下の条件を満たすすべての選手が出場資格を有するものとする。

### 第2条（団体戦の出場上限）

リーグ戦および全日本大学対抗テニス王座決定試合への出場（試合に出場していなくても学校単位での出場扱いとなる場合を含む）は、登録年につき以下の回数を上限とする。

1. 4年制大学の学生：最高4年（回）まで
2. 医学系学部の学生：最高6年（回）まで
3. 短期大学の学生：最高2年（回）まで

※大学院生の個人登録および出場は認めない。

### 第3条（在学期間の延長）

留学、留年、休学等の理由により在学年度数が所定の年数より長くなる場合には、登録期間の延長を認める。ただし、いかなる場合においても前条（第2条）に定める最高出場回数を超えてリーグ戦および王座に出場することはできない。

### 第4条（リーグ戦の出場要件）

選手は、リーグ戦が開催されるまでの1年以内に、本連盟または全日本学生テニス連盟が主催する個人戦に1回以上出場していなければならない。

ただし、以下の場合には例外として出場を認める。

- ・1年生である場合
- ・ワールドユニバーシティゲームズ、アジア大会、ナショナルチーム等へ日本代表として選出
- ・参加した場合（大会が延期・中止になった場合も含む。有効期限は選抜期間終了後から1年間とする）

### 第5条（転校および再入学）

転校や再入学をした者については、移籍前の地区でリーグ戦が開催された場合、移籍後同年度内に本連盟で開催されるリーグ戦には出場することができない。ただし、移籍前の地区でリーグ戦が開催されていない場合は、出場を認める。

### 第6条（9月入学・編入選手の扱い）

1. 9月入学（編入含む）予定の選手は、個人登録ならびに入学年の9月1日以降に行われる大会にエントリーを行うことができる。事情により入学しないことが確定した場合は、早急に本連盟へ申請しなければならない。

2. 9月入学選手の扱いは、以下の条件を最低1項目満たしている場合、正式に入学と認め、その後の本連盟主催大会への出場を認める。

- ① 入学式が終了している
- ② 学生証が有効期限内である

- ③ 在籍証明書が発行できる状態である（※テニス部が発行する証明書は無効とする）
3. リーグ戦期間中に入学（編入）する場合、入学と認められた日より出場することができる。

#### 第7条（プロフェッショナル登録選手の扱い）

1. JTAの「プロフェッショナル登録基準」に基づくPRO登録選手は、本連盟に登録できない。
2. ただし、JTAの基準に基づき、プロフェッショナルから一般への登録変更がJTAに認可された場合、加盟大学の部員となれば選手として登録できる。
3. 日本でPRO登録はしていないが、海外でATP、WTA、ITF登録している選手は、加盟大学の部員として活動する場合に限り選手として登録できる。

#### 第8条（外国籍部員の登録）

本連盟に登録する外国籍部員の選手は、以下のいずれかの要件を満たすことを要し、本連盟の求めに応じて資格を証明する書類を提示しなければならない。

- A. 日本で義務教育を修了し、日本に在住する外国籍部員
- B. 日本の高等学校卒業又はそれに準じる資格で大学に入学し、日本に在住する外国籍部員
- C. 日本での永住権を保有する外国籍部員
- D. 日本の大学に外国から留学する際に、一般ビザのうち留学ビザを取得した外国籍部員

#### 第9条（再登録）

登録が削除された部員が再登録を希望する場合は、本連盟に別途申請し、承認を得た場合に再登録を認める。その際、新規登録時点から削除されるまでの年度数と、再登録してからの年度数の合計を「登録年度数」として算出する。

#### 第10条（個人戦の出場および制限）

1. 第1条に定める本連盟主催の個人戦は、原則として参加資格を満たす選手が登録期間内であれば、団体戦の上限回数にかかわらず出場することができる。
2. ただし、「関西学生新進テニストーナメント」においては、各学部の最高学年（4年制大学の4年生、医学系学部の6年生、短期大学の2年生等）の出場は認めない。

#### 第11条（その他の大会）

本規約で定める以外の大会（チャレンジ、旧地域等）の出場規約については、別途定めるものとする。

#### 第12条（定めのない事項および疑義の解釈）

本規約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項については、本連盟の幹事において協議の上、決定するものとする。

#### 第13条（改訂および有効性）

1. 本規約の改訂は、本連盟の幹事の決議を経て行われるものとする。
2. 本規約は、改訂が行われない限り継続して有効である。

令和8年5月15日 施行